墨 田 区 告 示 第５２３号

別紙の者に係る国民健康保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、国民健康保険法第７８条及び地方税法第２０条の２の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和８年１１月２０日

墨田区長　山　本　　亨

【担当】

墨田区　区民部　国保年金課

電話　０３－５６０８－６１２１

項　番	管理番号	氏　名
1	1-3-8-10	久光　蘭
2	1-3-8-10	大塚　星也
3	1-3-8-11	佐藤　楓
4	1-3-8-10	WU　CHEN　WEI
5	1-3-8-10	渡辺　典人